

防衛庁訓令第87号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第58条第2項及び自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第19条の規定に基づき、防衛駐在官たる自衛官の飾緒に関する訓令を次のように定める。

昭和33年9月8日

防衛庁長官 左 藤 義 詮

防衛駐在官たる自衛官の飾緒に関する訓令

改正 昭和40年1月29日庁訓第4号附則8
昭和46年2月10日庁訓第3号

（目的）

第1条 この訓令は、防衛駐在官（外務職員の公の名称に関する省令（昭和27年外務省令第7号）第3条第1項第4号に定める者をいう。以下同じ。）たる自衛官の着用する飾緒（以下「防衛駐在官飾緒」という。）の制式及び着用について定めることを目的とする。

（制式）

第2条 防衛駐在官飾緒の制式は、別表のに定めるところによる。

（着用）

第3条 防衛駐在官飾緒は、防衛駐在官たる自衛官がその職務を行うため必要がある場合に着用するものとし、その着用区分及び着用要領は、自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）の定めるところによる。

附 則

この訓令は、昭和33年9月8日から施行する。

附 則（昭和40年1月29日庁訓第4号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和40年1月29日から施行する。
- 2 航空自衛隊の幹部自衛官は、当分の間、常装冬服（第1種夏服）の着用品中「正帽、階級章」を「施行規則別表第4(1)ロに定める礼帽、礼装用階級章」に代えて第1種礼装冬（夏）服とすることができる。

附 則（昭和46年2月10日庁訓第3号）

- 1 この訓令は、昭和46年2月10日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の制式による防衛駐在官飾緒は、当分の間、この訓令の改正規定にかかわらず、用いることができる。

別 表

防 衛 駐 在 官 飾 緒 の 制 式

黄色の丸打ひもに金色の金属細線をかぶせたものを三つ編みにし、その両端に金色の金属製金具（陸上自衛官のものには桜花及び桜葉を、海上自衛官のものにはいかりを、航空自衛官のものにはわしをつけたものとする。）をつける。形状及び寸法は、次図のとおりとする。

図 防衛駐在官飾緒の形状及び寸法

数字は、寸法を示し、単位はセンチメートルとする。

